

NPO法人農業塾どろんこあそび 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人農業塾どろんこあそびという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、循環型農業の体験活動や環境保全活動に関する事業を行い、地域コミュニティの活性化及び持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 循環型農業の体験活動に関する事業
- (2) 地域の環境保全活動に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加するために入会した個人及び世帯(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 役員を選任等に関する事項
- (3) 入会金及び会費に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 事務局の組織等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	内藤 泉
副理事長	坂口 良平
理事	木内 早苗
監事	林田 恵理
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	5,000 円	団体	5,000 円
利用会員	個人	0 円	世帯	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	1 口 3,000 円 (1 口以上)		
	団体	1 口 30,000 円 (1 口以上)		
利用会員	個人	28,000 円	世帯	28,000 円

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	エヌピーオーハウジンノウギョウジュクドロンコアソビ
特定非営利活動法人の名称	NPO 法人農業塾どろんこあそび

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有 無	備 考
理事	ナノウ イヰミ 内藤 泉	[Redacted]	無	理事長
理事	サカグチ リョウヘイ 坂口 良平		無	副理事長
理事	キノウ サエ 木内 早苗		無	
監事	ハヤシタ エリ 林田 恵里		無	

◇ 役員は、法第 20 条の欠格事由に該当しないこと、法第 21 条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が 5 人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）

(※) も含むことはできません。

役員総数が 6 人以上の場合、各役員につき、1 人だけ親族等を含むことができます。

(※) 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6 ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の 3 分の 1 以下です。

設 立 趣 旨 書

横浜市においては、安心して自然体験・農業体験を行える場が限られており、地域コミュニティのつながりの希薄化も指摘されています。また、地主の高齢化に伴う耕作放棄地の増大や農地の減少、竹林の荒廃、地域の環境が抱える問題が顕在化しています。これらは災害リスクの高まりや地域の景観の悪化にもつながっています。

私たちは青葉区の農業特区において、「農業塾～どろんこ遊び～」として、誰もが気軽に参加できる自然体験・農業体験の場を運営してきました。放棄された畑や田んぼの再生、無農薬・化学肥料不使用の有機栽培の実践を通じて、循環型の環境づくりに取り組んできました。手づくりの自然素材を活かした肥料や微生物を利用した農法により、農地所有者にとっては農地が継続的に手入れされた状態で利用されるようになり、利用会員にとってはおいしい野菜の育て方や食育を学び、収穫を体験できる場となっています。また、土壌が健全化され、保水力がダム並みに改善されて地域の河川氾濫を防ぎ、川や海にとっては化学薬品や化学肥料を含まないきれいな水のみが流れるようになり、結果的に土地、地主、地域住民、地域の治水、下流の川や海の環境までも改善する全方位にとって良い活動を続けています。また、竹林整備などの環境保全活動を通じて、地域の自然環境を未来へ引き継ぐ基盤づくりにも取り組んでいます。

また、地域の小学校での農業体験の場を提供することで、子どもたちが畑での野菜栽培を楽しみ、食育を促進する活動につながっています。農業塾の運営では、困難を抱えている家族や障がいのある方とつながる機会も生まれています。自然と人、人と人が支え合う関係性が生まれ、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

これらの活動をより安定的かつ継続的に行い、地域全体で環境を守る仕組みを広げていくためには、任意団体ではなく、公益性と透明性を備えた法人格が必要です。行政や地域団体、農地所有者との協働を進め、災害に強い地域社会を実現するためにも、NPO 法人として組織を整えることが不可欠であると考えました。

本法人は、地域の水源と土壌の保全、循環型農業の体験、環境教育、子どもの健全育成、地域住民の交流の場所づくりを通じて、自然と共生しながら誰もが安心して暮らしていける地域にしていくなために、地域コミュニティの活性化及び持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2026年 3月 11日

法人の名称 NPO法人農業塾どろんこあそび

設立代表者 内藤 泉

2026年度事業計画書

法人の名称 NPO法人農業塾どろんこあそび

1 事業活動方針

既存の任意団体からの事業の移行が円滑に進むように、地域住民への告知及び関連行政との連携をとりながら、法人として活動していくための事務・会計を整え、安定した事業運営の基盤作りを行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 循環型農業の体験活動に関する事業

ア 農業塾事業

- ・内 容 循環型農業の体験及び自然体験の提供
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区元石川町 6431 の畑及びその付近
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 約150人 利用会員※
- ・支出見込額 1,035,000円

※近隣地域の住民で、循環型農業体験に興味のある方

イ 小学校での畑作業・食育に関する事業

- ・内 容 近隣の小学校での畑作業のサポート・食育
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区の小学校
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 各小学校の2年生全員を対象
- ・支出見込額 0円

② 地域の環境保全活動に関する事業

- ・内 容 竹林整備・耕作放棄地の再生活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区元石川町 6431 の畑及びその付近
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 約80人 近隣地域の住民で、地域の環境保全に関心のある方
- ・支出見込額 0円

2027年度事業計画書

法人の名称 NPO法人農業塾どろんこあそび

1 事業活動方針

2027年度は、継続的な循環型農業の体験活動、地域の環境保全活動を実施しながら、運営体制をさらに整備するとともに、地域との協働体制を構築し、安定した事業運営の基盤を確立する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 循環型農業の体験活動に関する事業

ア 農業塾事業

- ・内 容 循環型農業の体験及び自然体験の提供
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区元石川町 6431 の畑及びその付近
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 約150人 利用会員※
- ・支出見込額 2,070,000円

※近隣地域の住民で、循環型農業体験に興味のある方

イ 小学校での畑作業・食育事業

- ・内 容 近隣の小学校での畑作業のサポート・食育
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区の小学校
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 各小学校の2年生全員を対象
- ・支出見込額 0円

② 地域の環境保全活動に関する事業

- ・内 容 竹林整備・耕作放棄地の再生活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市青葉区元石川町 6431 の畑及びその付近
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 約80人 近隣地域の住民で、地域の環境保全に関心のある方
- ・支出見込額 0円

活動予算書

成立の日から2026年10月31日まで

法人の名称 NPO法人農業塾どろんこあそび

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
利用会員受取会費	1,120,000	1,120,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
農業塾事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,320,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	360,000		
農業資材	200,000		
機械費用	300,000		
土地賃料	175,000		
減価償却費	0		
その他経費計	1,035,000		
事業費計		1,035,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務所賃料	33,000		
事務委託料	150,000		
消耗品費	102,000		
その他経費計	285,000		
管理費計		285,000	
経常費用計			1,320,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

2026年11月1日から2027年10月31日まで

法人の名称 NPO法人農業塾どろんこあそび

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
利用会員受取会費	2,240,000	2,240,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
農業塾事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,240,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	720,000		
農業資材	400,000		
機械費用	600,000		
土地賃料	350,000		
減価償却費	0		
その他経費計	2,070,000		
事業費計		2,070,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務所賃料	66,000		
消耗品費	24,000		
その他経費計	90,000		
管理費計		90,000	
経常費用計			2,160,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000